

「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案」に対する意見の募集について

平成30年2月2日
経済産業省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙のとおり、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正することを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 経済産業省ホームページにおける掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成30年2月2日（金） ～ 平成30年3月3日（土） 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「意見提出フォーム」から御提出ください。

(2) 電子メール

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てに、意見提出用紙を添付してお送り下さい。

メールアドレス：denryokusangyo-shorei-pub@meti.go.jp

（電子メールの件名を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案」に関する意見』としてください。）

(3) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室 パブリックコメント（電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案）担当宛

(4) FAX

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番号宛てにお送りください。

FAX番号：03-3580-8485

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、御了承願います。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

